



2025 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コ ー ド 3 7 7 9
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決及び控訴の提起に関するお知らせ

2023年8月14日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起に関するお知らせ」にて公表しております不法行為に基づく損害賠償請求訴訟に係る判決（第一審）に対し、2025年8月22日にソウル中央地方裁判所より判決が言い渡され、2025年9月4日付で被告側が、2025年9月12日付で当社の連結子会社であるSmartcon inc. がソウル高等裁判所に対して控訴を提起いたしました。

記

1. 第一審の概要

(1) 訴訟を提起する裁判所及び年月日

裁判所：ソウル中央地方裁判所

提訴年月日：2023 年 8 月 14 日

(2) 訴訟を提起したもの（原告）

名 称：Smartcon inc.

住 所：大韓民国ソウル市江南区テヘラン路 418

代表者：代表理事 尹 喜重

(3) 訴訟を提起した相手（被告）

被告 1

名 称：e 商品券

住 所：107 Jincheon-ro, Dalseo-gu, Daegu, Republic of Korea

代表者：代表理事 パク・ミョンオク

訴訟目的額：1,211 百万ウォン（約 127 百万円）

被告 2

名 称：オールチケット

住 所：191 Dongbaekjungang-ro, Giheung-gu, Yongin, Republic of Korea

代表者：代表理事 キム・ジュヨン

訴訟目的額：67 百万ウォン（約 7 百万円）

被告 3

名 称：ジェイン（韓国法人）

住 所：3rd floor, 255-1, Hwajeong-ro, Seo-gu, Gwangju, Republic of Korea

代表者：代表理事 キム・ジュンフィ

訴訟目的額：29 百万ウォン（約 3 百万円）

2. 控訴に至るまでの経緯

2024 年 12 月 24 日付「連結子会社における控訴棄却に関するお知らせ」で公表しておりますとおり Smartcon Inc. は株式会社 Iron motors（韓国法人）への控訴が棄却されたため、本件に係る債権については全額を損失として計上済みです。並行して Smartcon inc. は 2023 年 8 月 14 日付「（開示事項の経過）連結子会社における訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり不正取引に基づく換金を行ったことを理由として不法行為に基づく訴訟を提起しております。当該訴訟に対する判決が下されましたが、被告への請求が満足できる内容でなかったため、当該判決を不服とし、原告と被告の双方が控訴したものであります。

3. 判決の内容

- (1) 被告パク・ミョンオクは原告に 98 百万ウォン（約 10 百万円）及びこれに対して 2023 年 5 月 8 日から 2025 年 8 月 22 日までは年 5 % の、その翌日から全て返済する日までは年 12 % の各比率で計算した金を支給せよ。
- (2) 被告パク・ミョンオクに対する残りの請求及び被告キム・ジュヨン、被告ジェイン（韓国法人）に対する各請求をすべて棄却する。
- (3) 訴訟費用のうち原告と被告のパク・ミョンオクの間に生じた部分の 95 % は原告が、残りは被告のパク・ミョンオクが各負担し、原告と被告のキム・ジュヨン、被告のジェイン（韓国法人）との間に生じた部分は原告が負担する
- (4) 第 1 項は仮執行することができる。

4. 控訴の概要（被告側）

- (1) 訴訟を提起する裁判所及び年月日
裁判所：ソウル高等裁判所
提訴年月日：2025 年 9 月 4 日
- (2) 控訴の内容
被告パク・ミョンオクの敗訴部分を一部取り消し、上記取り消し部分に該当する原則の請求を棄却する。

5. 控訴の概要（Smartcon inc.）

- (1) 訴訟を提起する裁判所及び年月日
裁判所：ソウル高等裁判所
提訴年月日：2025 年 9 月 12 日
- (2) 控訴の内容
 - (1) 被告パク・ミョンオクに対する原告敗訴部分を取り消し、被告パク・ミョンオクに対する部分を次のように変更する。
 - (2) 被告パク・ミョンオクは原告に 295 百万ウォン（約 30 百万円）及びこれに対して 2023 年 5 月 8 日から 2025 年 8 月 22 日までは年 5 % の、その翌日から全て返済する日までは年 12 % の各比率で計算した金を支給せよ。

6. 今後の見通し

控訴におきまして Smartcon inc. の主張が認められるよう適切に対応してまいります。また当社におきましては既に貸倒損失として計上済みですが回収できた場合は改めてお知らせいたします。

以 上